

羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

令和1年7月号 vol.57



7月14日は、我が家に”ムギくん”と”ホップくん”(ネコ(=^・^=)です)を迎えての一周年になります。

この一年の間にすっかりネコ生活にはまってしまいました。スマホのアルバムに入っている二匹の写真は1000枚以上、仕事の合間にそれを眺めてはニタニタしています(笑)。リノベーションして大切に暮らしてきた家の床も、今は無残にも傷だらけ。

たくさんの幸せを運んでくれた”ムギとホップ”に乾杯 して一周年をお祝いしようと思います。



”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識

税務の世界で「実質所得者課税の原則」というものがあることをご存じでしょうか。今回は、最近の相談事例からのご紹介です。他人名義での取引には思わぬ落とし穴があるので注意が必要です。

”所得は名義人に帰属するのか？それとも利益を得ている人に帰属するのか？”

先日、こんな相談を受けました。

「ネットオークションを始めたのですが、インターネットに詳しい子供に作業を任せることとし、オークションの登録者も子供の名義にしています。私の方は所得も多いので、子供名義で申告をしておけば問題ないですよね？」

答えは”否”

○税務の世界では、原則的には所得が誰に帰属するかは「誰の名義で所得が発生しているか」での判断となります。今回のケースでは、名義は子供です。

○一方で、「実質所得者課税の原則」というものがあります。形式的な名義人ではなく、実質的に所得を得ている者に課税をしようというものです。今回のケースでは親です。

”その取引の経緯や遂行状況” ”取引に係る費用の支払状況” ”収益を誰が得ていると認識しているか” などの総合判断にはなりますが、今回の相談のケースでは、所得を得ている方は親になるとの判断でした。(相談背景の詳細は省略しています) 名義を変えただけの安易な取引には注意が必要です。

「今月の本の紹介」

「会計の世界史」

(田中 靖浩 著・日本経営新聞出版社)

楽しく会計の歴史を学べる一冊です。

15世紀のイタリア商人から始まった簿記の歴史、それが世界経済の勢力図の移り変わりとともに、会計の歴史もイギリス、アメリカへと旅していきます。

様々なエピソードに触れながら、500年の会計の歴史を読み進めていくと、会計の世界も浪漫があるなあなんて思ってしまう。この先もどんな歴史を歩んでいくのでしょうか。

「気まぐれ簡単レシピ」

<大根のブタキムチ炒め>

- ・大根 300g →いちょう切り
- ・ブタロース薄切り 200g →一口大カット
- ・キムチ 200g
- ・しょうゆ 小2、みりん 小2 (A)

- ①フライパンにごま油を中火で熱し、大根と肉を炒める。
- ②キムチと(A)を入れ、汁気がなくなるまで炒める。
- ③器に盛り、小ねぎを散らす。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所